

大阪府災害派遣福祉チーム設置運営要綱

（目的）

第1条 この要綱は、災害発生時に高齢者や障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の福祉ニーズに的確に対応し、生活機能の低下等の防止を図りつつ、一日でも早く安定的な日常生活へと移行できるよう、必要な支援を行うため、避難所（指定一般避難所及び指定福祉避難所並びに協定による福祉避難所又は協定・届出避難所も含まれる。）に避難する要配慮者に対する福祉支援を行う大阪府災害派遣福祉チーム（以下「大阪 DWAT」という。）を組成し、これを派遣することや被災地の状況に応じて在宅及び自家用車（以下「在宅等」という。）並びに被災した社会福祉施設等その他地域で生活する要配慮者のもとへチームを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として設置する。

（事前協定等）

第2条 府は、社会福祉に関する事業を行う施設・事業所等（以下「施設等」という。）が加入する団体又は職能団体（当該団体が法人格を有しないものにあつては、当該団体の代表者をいう。以下同じ。）に対して大阪 DWAT への協力を依頼し、依頼に応じる団体（以下「協力団体」という。）との間に、大阪府災害派遣福祉チームの派遣に関する協定（様式第1―1号）を締結する。

2 府と協定を締結した協力団体に加入する施設等のうち、大阪 DWAT の派遣に協力する施設等は、大阪 DWAT 協力施設等届出書（様式第2号）を、当該協力団体を通じて府に提出する。

3 府は、大阪 DWAT の派遣に協力する法人（社会福祉に関する事業を行い、かつ、協力団体に加入していないものに限る。）から大阪 DWAT 協力申出書（様式第3号）の提出があった場合、当該法人と大阪府災害派遣福祉チームの派遣に関する協定（様式第1―2号）を締結し、協定を締結した法人が運営する施設等のうち、大阪 DWAT の派遣に協力する施設等（以下「個別協力施設等」という。）は、大阪 DWAT 協力施設等届出書（様式第2号）を府に提出する。

4 府は、第2項の届出書及び前項の申出書により、大阪 DWAT 協力施設等一覧（様式第4号）を作成する。

（チームの編成等）

第3条 大阪 DWAT の派遣チーム（以下「チーム」という。）は、別表に掲げる者のうち、府と協定を締結した協力団体及び個別協力施設等の長の推薦を受けたものにより構成する。

2 大阪府災害福祉支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）事務局は、

前項の推薦があった者のうち、所定の研修を修了したものを、大阪 DWAT 名簿（様式第5号）にチーム員として登録する。

- 3 大阪 DWAT は、4～6名程度で1チームを構成し、各チームにチームを統括するリーダーを置く。
- 4 チームの活動期間は、原則として災害より1カ月程度とし、1チーム当たりの派遣期間は連続5日以内とする。ただし、必要に応じて期間を延長することができるものとする。
- 5 チーム員登録者への連絡体制その他チームの編成等に必要な事項は別に定める。

（大阪 DWAT 本部）

第4条 ネットワーク事務局は、災害発生時に、必要に応じ、大阪府災害福祉支援ネットワーク本部（以下「大阪 DWAT 本部」という。）を立ち上げる。

- 2 大阪 DWAT 本部は、都道府県災害対策本部や市区町村災害対策本部、保健医療調整本部、福祉調整本部、関係団体等から、被害の規模や一般避難所及び福祉避難所の設置状況、要配慮者に対する支援の実施状況、物資供給の状況等について情報収集を行う。
- 3 大阪 DWAT 本部は、大阪府災害福祉支援ネットワーク会議を招集して、チーム派遣の要否について協議する。但し、交通途絶その他の事情により会議の招集が困難な場合はこの限りでない。
- 4 大阪 DWAT 本部は、前項の協議の結果チーム派遣の可能性がある場合には、チーム員に待機を指示することができる。

（チーム派遣の決定）

第5条 大阪 DWAT 本部は、次の各号に掲げる場合にチームを派遣する。

- （1） 府内で災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、又は適用される可能性のある災害が発生した場合であって、避難所等を設置する被災地の市町村から府に対して大阪 DWAT 派遣要請書（様式第6—1号）による派遣要請があったとき。
- （2） 府内で災害救助法が適用され、又は適用される可能性のある災害が発生した場合であって、大阪 DWAT を派遣する必要があると認めるとき。
- （3） 府外で災害救助法が適用される災害が発生した場合であって、被災都道府県から府に対して大阪 DWAT 派遣要請書（様式第6—2号）による大阪 DWAT の派遣要請があったとき。
- （4） 府外で災害救助法が適用される災害が発生した場合であって、国から府に対して大阪 DWAT 派遣要請書（様式第6—3号）による大阪 DWAT の派遣要請があったとき。

- (5) 府外で災害救助法が適用される災害が発生した場合であって、大阪 DWAT を派遣する必要があると認めるとき。

(チーム派遣)

第6条 前条の規定によりチームを派遣するときは、大阪 DWAT 本部は、チームの派遣回数や派遣先、活動内容等に関する活動計画を策定する。

2 大阪 DWAT 本部は、チーム員の所属する大阪 DWAT 協力施設等一覧に記載の施設（以下「協力施設」という。）の長及び府と協定を締結した協力団体の長に対し、大阪 DWAT チーム員派遣依頼書（様式第7号）によりチーム員の派遣を依頼する。

3 前項の依頼を受けた協力施設等の長は、速やかに派遣の可否を判断し、大阪 DWAT チーム員派遣承諾書（様式第8号）を大阪 DWAT 本部に提出するとともに、大阪 DWAT にチーム員を派遣する。

(チームの活動)

第7条 チームは、派遣先である避難所、在宅等及び社会福祉施設等その他地域において、要配慮者に対し、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 発災後初期の段階における、災害対策本部、保健医療調整本部及び福祉調整本部が有する情報の確認や巡回を通じた、要配慮者情報の収集
- (2) 要配慮者へのスクリーニング及び避難所（指定福祉避難所及び協定による福祉避難所を除く。以下本条において同じ。）、在宅等及び社会福祉施設等その他地域で必要な支援を行うことが著しく困難な者がいる場合における指定福祉避難所や協定による福祉避難所、社会福祉施設等への誘導
- (3) 要配慮者に必要な支援の内容の把握及び日常生活上の留意事項等に関するアセスメント
- (4) 要配慮者の避難生活に伴う生活機能の低下等の二次被害の防止及び安定的な避難生活の確保のための、食事、トイレ、入浴の介助等の日常生活上の支援
- (5) 要配慮者の福祉ニーズを把握し、その抱える課題を適宜解決していくための必要な相談支援
- (6) 要配慮者の良好な生活環境を確保するために必要な避難所内の環境整備
- (7) 避難所、在宅等及び社会福祉施設等その他地域で解決が困難な福祉ニーズがある場合等における、必要な連絡調整
- (8) 後続のチームへのアセスメントの結果や必要な支援内容等についての引継ぎ
- (9) その他、大阪 DWAT 本部又はリーダーが必要と認める活動

2 チームは、被災市区町村災害対策本部や避難所等の管理者等から活動内容の承

認を得るなど、当該市区町村等と十分に連携を図るとともに、避難所における情報共有のための会議への参加、地域の社会福祉施設等との連携等、関係者との連携を図り、活動を行う。

- 3 リーダーは、各日の大阪 DWAT の活動状況等について記録するとともに、大阪 DWAT 活動記録報告書（様式第9号）により、大阪 DWAT 本部に報告する。

（チーム派遣中の支援）

第8条 大阪 DWAT 本部は、チームの活動期間中、チームに対し必要な指揮命令を行うとともに、都道府県災害対策本部等との調整その他の後方支援を行う。

（チーム派遣の終了）

第9条 大阪 DWAT 本部は、派遣したチームからの報告や地域の社会資源の復旧の状況、関係団体の活動状況等を勘案し、被災市区町村及び避難所等の管理者等と協議の上、チームの派遣終了を決定する。また、被害の状況によっては、被災高齢者等把握事業や被災者見守り・相談支援事業といった後継事業による支援へ移行するため、後継事業が効果的に実施できるよう、情報の引き継ぎ等に配慮する。

- 2 大阪 DWAT 本部又はネットワーク事務局は、チームの活動終了後、派遣されたチーム員を招集し、活動の振り返りを行うとともに、そこでの成果や課題を他のチーム員やネットワークの構成員等の間で共有する。

（費用負担等）

第10条 府は、チームの派遣活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険及び賠償責任保険に加入する。

- 2 府は、災害救助費の支弁対象となるチームの派遣に係る費用について、災害救助法に定めるところによりこれを負担する。

- 3 府は、前項に定める以外の派遣費用の負担について、派遣先の都道府県と別途協議する。

（研修及び訓練等）

第11条 府は、チーム員、協力施設の長及び職員に対し、大阪 DWAT の活動に必要な知識・技術等の向上を図るための研修及び訓練等の確保に努める。

- 2 第3条第1項により推薦された者及び同条第2項の名簿に登録されている者は、府が指定する研修及び訓練等への参加に努める。

（秘密保持及び専門性の尊重）

第12条 チーム員は、この要綱の実施にあたり知り得た秘密を他に漏らしてはならな

い。また、この要綱の実施にあたり知り得た個人情報を要綱の実施の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 大阪 DWAT に参加する各チーム員は、それぞれの持つ職域の専門性、職業倫理及び勤務形態等を踏まえ、相互の活動を尊重しなければならない。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるものの他、必要な事項については、別に定める。

（附則）

この要綱は、平成 31 年 3 月 28 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 8 月 5 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 23 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 10 月 31 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

資格・職種	介護福祉士・介護支援専門員・社会福祉士・看護師・理学療法士・ 精神保健福祉士・保育士・その他介護職員等
-------	--

大阪府災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

大阪府（以下「甲」という。）及び●●（以下「乙」という。）は、大阪府災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「要綱」という。）第 2 条第 1 項の規定に基づき、災害発生時の大阪府災害派遣福祉チーム（以下「大阪 **DWAT**」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害発生時に高齢者や障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の福祉ニーズに的確に対応し、生活機能の低下等の防止を図りつつ、一日でも早く安定的な日常生活へと移行できるよう、必要な支援を行うため、避難所（指定一般避難所及び指定福祉避難所並びに協定による福祉避難所又は協定・届出避難所も含まれる。）に避難する要配慮者に対する福祉支援を行う大阪 **DWAT** を組成し、これを派遣することや被災地の状況に応じて在宅及び自家用車（以下「在宅等」という。）並びに被災した社会福祉施設等その他地域で生活する要配慮者のもとへチームを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として締結する。

（活動内容）

第 2 条 大阪 **DWAT** の活動は、要綱第 7 条各号に定める通りとする。

（大阪 **DWAT** に係るチーム員の登録）

第 3 条 乙は、自らの団体に加入する施設又は個人（以下「協力施設等」という。）のうち、大阪 **DWAT** への協力が可能なものについて、要綱第 2 条第 2 項に定める大阪 **DWAT** 協力施設等届出書（様式第 2 号）を甲に提出する。

2 甲は、前項で提出のあった協力施設の長が推薦する者で、所定の研修を修了したものを、大阪 **DWAT** のチーム員として登録する。

（費用負担）

第 4 条 大阪 **DWAT** の運営及び活動等に関する費用負担については、要綱第 10 条に定めるもののほか、第 1 条の趣旨を踏まえ、甲、乙及び協力施設等の 3 者が協議の上、決定する。

（情報の交換、研修及び訓練）

第 5 条 甲及び乙は、災害時等において大阪 **DWAT** が円滑に活動できるよう、平時から情報の交換を行うとともに、チーム員の養成研修及び訓練を実施する。

2 研修及び訓練の内容については、大阪府災害福祉支援ネットワークで協議の上、決定する。

(秘密保持及び専門性の尊重)

第 6 条 甲、乙及び乙の所属会員は、この協定の実施にあたり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

また、この協定の実施にあたり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 大阪 **DWAT** に参加する各チーム員は、それぞれの持つ職域の専門性、職業倫理及び勤務形態等を踏まえ、相互の活動を尊重しなければならない。

(協議)

第 7 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 ● 通を作成し、甲及び乙それぞれが記名押印のうえ、各 1 通を保有するとともに、乙は所属会員に対し、協定内容について周知するものとする。

● 年 ● 月 ● 日

甲

大阪府大阪市中央区大手前 2

大阪府知事

乙

(様式第 1 — 2 号)

大阪府災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

大阪府（以下「甲」という。）及び●●（以下「乙」という。）は、大阪府災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「要綱」という。）第 2 条第 3 項の規定に基づき、災害発生時の大阪府災害派遣福祉チーム（以下「大阪 **DWAT**」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害発生時に高齢者や障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の福祉ニーズに的確に対応し、生活機能の低下等の防止を図りつつ、一日でも早く安定的な日常生活へと移行できるよう、必要な支援を行うため、避難所（指定一般避難所及び指定福祉避難所並びに協定による福祉避難所又は協定・届出避難所も含まれる。）に避難する要配慮者に対する福祉支援を行う大阪 **DWAT** を組成し、これを派遣することや被災地の状況に応じて在宅及び自家用車（以下「在宅等」という。）並びに被災した社会福祉施設等その他地域で生活する要配慮者のもとへチームを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として締結する。

（活動内容）

第 2 条 大阪 **DWAT** の活動は、要綱第 7 条各号に定める通りとする。

（大阪 **DWAT** に係るチーム員の登録）

第 3 条 甲は、乙が運営する施設等のうち、大阪 **DWAT** の派遣に協力する施設等（以下、「個別協力施設等」という。）の長が推薦する者で、所定の研修を修了したものを、大阪 **DWAT** のチーム員として登録する。

（大阪 **DWAT** の活動への協力）

第 4 条 乙は、前条に基づく個別協力施設等の長の推薦を経て、大阪 **DWAT** のチーム員として登録された者が円滑に活動できるよう協力する。

2 乙は、平時及び災害時における大阪 **DWAT** の活動内容や災害時の派遣要否等に関して、大阪府災害福祉支援ネットワークが開催するネットワーク会議における協議内容及び甲の決定事項に従うものとする。

（費用負担）

第 5 条 大阪 **DWAT** の運営及び活動等に関する費用負担については、要綱第 10 条に定めるもののほか、第 1 条の趣旨を踏まえ、甲及び乙の 2 者が協議の上、決定する。

(研修及び訓練)

第6条 乙及び個別協力施設等の長は、災害時等において大阪 **DWAT** が円滑に活動できるよう、チーム員の研修及び訓練への参加を支援する。

(秘密保持及び専門性の尊重)

第7条 甲及び乙は、この協定の実施にあたり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施にあたり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 大阪 **DWAT** に参加する各チーム員は、それぞれの持つ職域の専門性、職業倫理及び勤務形態等を踏まえ、相互の活動を尊重しなければならない。

(失効)

第8条 この協定の第3条の規定に基づき登録したチーム員が辞退や登録の抹消等により不在となった場合及び乙が社会福祉に関する事業を行わないこととなった場合は、この協定は効力を失う。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書●通を作成し、甲及び乙それぞれが記名押印のうえ、各1通を保有するとともに、乙は所属会員に対し、協定内容について周知するものとする。

●年●月●日

甲

大阪府大阪市中央区大手前2
大阪府知事

乙

(様式第 2 - 1 号)

大阪 DWAT 協力施設等届出書

年 月 日

大阪府知事 様

法人住所

法人名

代表者氏名

大阪府災害派遣福祉チーム設置運営要綱第 2 条第 2 項の規定により、災害派遣福祉チームへの協力について届け出ます。

施設名	
施設長名	
所在地	〒
連絡先	担当者 職・氏名 TEL FAX E メールアドレス

(様式第2-2号 一覧表)

大阪 DWAT 協力施設等届出書

年 月 日

大阪府知事 様

協力団体住所

団体名

代表者氏名

(担当者氏名・連絡先)

大阪府災害派遣福祉チーム設置運営要綱第2条第2項の規定に基づき、災害派遣福祉チームに協力する施設について届け出します。

[illegible]

(様式第 3 号)

大阪 DWAT 協力申出書

年 月 日

大阪府知事 様

法人住所

法人名

代表者氏名

大阪府災害派遣福祉チーム設置運営要綱第 2 条第 3 項の規定により、災害派遣福祉チームへの協力について申し出ます。

施設名	
施設長名	
所在地	〒
連絡先	担当者 職・氏名 TEL FAX E メールアドレス

大阪DWAT協力施設等一覧

	施設名	施設住所	ご担当者	連絡先	施設種別	加入協力団体名 もしくは 法人名
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

大阪DWAT名簿

	氏名	勤務先施設名	連絡先	職種	協力団体名 もしくは 法人名	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

(様式第 6—1 号)

大阪 **DWAT** 派遣要請書

年 月 日

大阪府知事 様

市町村長

大阪府災害派遣福祉チーム設置運営要綱第 5 条第 1 項 1 号の規定により、災害派遣福祉チームの派遣を要請します。

(様式第 6—2 号)

大阪 **DWAT** 派遣要請書

年 月 日

大阪府知事 様

〇〇県知事

大阪府災害派遣福祉チーム設置運営要綱第 5 条第 1 項 3 号の規定により、災害派遣福祉チームの派遣を要請します。

(様式第6—3号)

大阪 **DWAT** 派遣要請書

年 月 日

大阪府知事 様

厚生労働大臣

大阪府災害派遣福祉チーム設置運営要綱第5条第1項4号の規定により、災害派遣福祉チームの派遣を要請します。

(様式第 7 号)

大阪 **DWAT** チーム員派遣依頼書

年 月 日

協力施設の長 様
協力団体の長 様

大阪府知事

大阪府災害派遣福祉チーム設置運営要綱第 6 条第 2 項の規定により、別紙のとおり災害派遣福祉チーム員の派遣を依頼します。

(様式第 8 号)

大阪 **DWAT** チーム員派遣承諾書

年 月 日

大阪府知事 様

協力施設の長

大阪府災害派遣福祉チーム設置運営要綱第 6 条第 3 項の規定により、別紙のとおり派遣を承諾
します。

(様式第9号)

大阪 DWAT 活動記録報告書

年 月 日

大阪府知事 様

リーダー氏名 ●●●●

大阪府災害派遣福祉チーム設置運営要綱第7条第3項の規定により、報告します。

[illegible]